



島根県報

平成27年8月4日（火）

第2,722号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(障 が い 福 祉 課)	2
自立支援医療機関の指定		
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森 林 整 備 課)	3
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 指 導 課)	3

【公 告】

平成27年度消防設備士講習の実施	(消 防 総 務 課)	4
平成27年度秋期島根県狩猟免許試験の実施	(森 林 整 備 課)	5

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		7
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		8
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体		9
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体		9

告 示

島根県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年8月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
特定非営利活動法人 デイハウスKOMOREBI	松江市八雲町東岩坂77番地3	通所介護	指定通所介護事業所 合歓の木	松江市八雲町東岩坂77番地3	平成27年7月1日
特定非営利活動法人 デイハウスKOMOREBI	松江市八雲町東岩坂77番地3	介護予防通所介護	指定通所介護事業所 合歓の木	松江市八雲町東岩坂77番地3	平成27年7月1日

島根県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年8月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
株式会社 松江にゅーよく	松江市西川津町2674番地5	訪問入浴介護	株式会社	松江市西川	松江市西川	平成26年5月12日
		介護予防訪問	松江にゅーよく	津町4246番地1	津町2674番地5	
		入浴介護				

島根県告示第571号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成27年8月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社アミーゴ島根	居宅介護支援	ゆりさわ居宅介護支援事業所	雲南市三刀屋町伊萱40番地6	平成27年8月1日

島根県告示第572号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
佐田診療所	出雲市佐田町反辺1370-9	精神通院医療	平成27年 8 月 1 日
邑南社協訪問看護事業所	邑智郡邑南町中野3848-2	精神通院医療	平成27年 8 月 1 日

島根県告示第573号

平成27年島根県告示第426号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場、邑南町役場及び津和野町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
鹿足郡津和野町中山深山ヶ峠1810、真菜尻畑1814、横滝1820、上ノ湍195	斎藤 高夫	鹿足郡津和野町中山173
鹿足郡津和野町中山柴山1809、真無1812	斎藤 トヨ子	鹿足郡津和野町中山173
邑智郡邑南町下口羽3308	三上 初枝	邑智郡邑南町下口羽1160
邑智郡邑南町下口羽3307	三田 美智子	邑智郡邑南町下口羽1283-3
邑智郡川本町大字川本2703-2、2703-3	大畑 松吉	邑智郡川本町大字川本1848

島根県告示第574号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成27年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項			
			変 更 後		変 更 前	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所
349	邑智郡川本町大字 川本265-3 島根県食品衛生協 会川本支所 支所 長 児玉 敏男	邑智郡川本町大 字川本265-3	邑智郡川本町大 字川本265-3	邑智郡川本町大 字川本265-3	邑智郡川本町大 字川本279 島根県食品衛生 協会川本支所 支所長 児玉 敏男	邑智郡川本町大 字川本279

公

告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、平成27年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成27年8月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講習区分	免状の区分	講習年月日	場 所
消火設備	第1類の甲種	平成27年10月1日	出雲市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
警報設備	第3類の甲種	平成27年10月9日 平成27年10月16日	松江市 浜田市
	〃 乙種		
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第4類の甲種	平成27年10月23日	松江市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人宛てに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

4 受講申請手続

(1) 受講申請書の請求先

(一社)島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター各事務所並びに各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成27年8月24日から同年9月15日まで（郵送の場合は、9月15日の消印有効）

イ 提出先

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル「(一社)島根県消防設備協会」（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。）

5 問合せ先

〒690-8888

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル
 (一社) 島根県消防設備協会
 電話 0852-28-7305又は0852-33-7255
 F A X 0852-33-7291

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。）第51条第1項の規定により、平成27年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識並びに鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後

	射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にを行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時にを行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
10月4日(日)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
10月10日(土)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課、各農林振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課、各農林振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課にすること。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであつ

たので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 4 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石川忠司後援会	長谷川 昇	中島 多朗	益田市隅村町673-1
石田こうぞう（貢三）後援会	石田 貢三	石田 瞳	益田市幸町10-3
高橋伴典後援会	高橋 伴典	高橋 伴典	益田市駅前町17-1-1106
日本共産党野稲さなえ後援会	田中 幾太郎	岡崎 久	益田市高津六丁目12-1

島根県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 4 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
公明党出雲総支部	会計責任者	中村 辰真	村尾 晴子
公明党石見東総支部	代表者	石田 洋治	永岡 静馬
	会計責任者	永岡 静馬	石田 洋治
	主たる事務所の所在地	大田市久手町刺鹿2679-7	江津市二宮町神主ハ184-11
公明党島根県本部	代表者	遠藤 力一	三島 治
公明党松江総支部	会計責任者	佐々木 厚子	岡田 麻里
自由民主党島根県柔道整復師支部	会計責任者	岡本 朋久	金崎 孝
	主たる事務所の所在地	益田市元町22-25	益田市あけぼの本町10-4
自由民主党斐川支部	代表者	池田 一	船越 伸男
自由民主党松江支部	会計責任者	吉金 隆	林 干城
日本共産党島根県西部地区委員会	代表者	向瀬 慎一	西村 健
	会計責任者	加藤 愛	向瀬 慎一

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
あすの安来をつくる会	代表者	陶山 隆一	福田 照三
	会計責任者	木戸 精一	野坂 浩一
	主たる事務所の所在地	安来市安来町2043-6	安来市安来町1225-1

五百川すみひさ後援会	主たる事務所の所在地	松江市宍道町宍道959	松江市宍道町佐々布207-20
板垣成二後援会	代表者	伊藤 國昭	永見 邦夫
今岡かつみ後援会	主たる事務所の所在地	松江市新雑賀町12-11	松江市新雑賀町2-11
万年青会	代表者	多根 茂雄	福間 賢造
齋藤浩文後援会	代表者	齋藤 義則	中村 大澄
	会計責任者	齋藤 英子	齋藤 義則
澤田秀夫後援会	代表者	小松原 直樹	田中 了
	会計責任者	原瀬 清正	松本 均
島田二郎後援会	代表者	陶山 隆一	吉田 敬
	会計責任者	木戸 精一	陶山 隆一
	主たる事務所の所在地	安来市安来町2043-6	安来市安来町1225-1
島根県司法書士政治連盟	代表者	吉村 信	遠藤 公輝
	会計責任者	門永 候二	吉村 信
島根県社会福祉政治連盟	主たる事務所の所在地	松江市黒田町458-8	松江市石橋町177-28-302
島根県宅建政治連盟	名称	島根県宅建政治連盟	島根県不動産政治連盟
島根県土地家屋調査士政治連盟	会計責任者	中島 郁史	齋藤 俊
島根県農業者政治連盟	代表者	福間 勉	石倉 茂美
島根県薬剤師連盟	代表者	陶山 千歳	津戸 富太郎
角ともこ後援会(とまちゃんクラブ)	会計責任者	平井 陽子	中川 博子
田淵秀喜後援会	代表者	小松原 直樹	田中 了
	会計責任者	原瀬 清正	松本 均
中島謙二後援会	主たる事務所の所在地	益田市高津八丁目6-25	益田市高津七丁目22-2
日本行政書士政治連盟島根県支部	代表者	細田 信男	堀内 裕造
	主たる事務所の所在地	松江市浜乃木四丁目1-9	松江市末次町45-1
はつらつ島根をつくる会	会計責任者	平井 陽子	中川 博子
平谷あきら後援会	主たる事務所の所在地	益田市高津六丁目10-12- (202)	益田市東町1-33
北辰の会	会計責任者	木戸 精一	石倉 貞文
	主たる事務所の所在地	安来市安来町2043-6	安来市赤江町164
松江市議会松政クラブ	代表者	三島 良信	林 干城
	会計責任者	森脇 勇人	森脇 幸好
安来政策研究会	会計責任者	木戸 精一	喜多川 一男
	主たる事務所の所在地	安来市安来町2043-6	安来市安来町1225-1
吉田雅紀後援会	主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の 411-3	隠岐郡隠岐の島町栄町1156
和田まさひろ後援会	代表者	石川 恭平	石田 明巳

島根県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであつ

たので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 8 月 4 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	解散年月日
自由民主党島根県江津市第二支部	平成27年 5 月 18 日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
万年青会	平成26年10月20日
小林博昭後援会	平成27年 5 月 28 日
原富夫後援会	平成27年 7 月 5 日
福田実後援会	平成26年12月30日
福間賢造後援会	平成26年10月20日
三島治後援会	平成27年 5 月 28 日

島根県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 4 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
高橋 伴典	益田市議会議員	高橋伴典後援会	益田市駅前町17-1-1106	高橋 伴典

島根県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 4 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
多根 茂雄	島根県議会議員	万年青会	雲南市木次町木次14	多根 茂雄
福間 賢造	島根県議会議員	万年青会	雲南市木次町木次14	福間 賢造
三島 治	島根県議会議員	三島治後援会	松江市西津田五丁目2-39	三島 治